6　法第十四条の規定は、第二項第四十六号及び第四十七号に規定する議決権について準用する。この場合において、同条中「所有する株式」とあるのは「所有する株式又は持分」と、「主務省令」とあるのは「経済産業省令・財務省令・内閣府令」と、「である株式」とあるのは「である株式又は持分」と読み替えるものとする。

（削る）

（削る）

（法第三十九条第一項の規定等が適用されないこととなる事由）

第七十一条　法第三十九条第三項本文に規定する主務省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

（削る）

一・二　（略）

三　商工組合中央金庫又はその子会社が株式を所有する会社の株式の転換（当該株式がその発行会社に取得され、その引換えに他の種類の株式が交付されることをいう。第七十五条第一項第五号及び第十号において同じ。）（商工組合中央金庫又はその子会社の請求による場合を除く。）

四　商工組合中央金庫又はその子会社が株式等を所有する会社の株式等の併合若しくは分割又は株式無償割当て（会社法第百八十五条に規定する株式無償割当てをいう。第七十五条第一項第六号において同じ。）

五・六　（略）

七　商工組合中央金庫の子会社である法第三十九条第一項第七号から第九号までに掲げる会社による株式等の取得

2　法第三十九条第三項ただし書に規定する主務省令で定める事由は、前項第七号に掲げる事由とする。

3　法第三十九条第五項に規定する主務省令で定める事由は、商工組合中央金庫若しくはその子会社の担保権の実行による株式等の取得又は第一項第一号から第六号までに掲げる事由とする。

（子会社対象会社のうち認可対象会社から除かれるもの）

第七十二条　法第三十九条第四項に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる業務とする。

一　（略）

二　前号に掲げる業務に準ずるものとして主務大臣等が定める業務

三　第七十条第二項第五十号に掲げる業務のうち、前二号に掲げる業務に附帯する業務に係るもの

6　法第三十九条第二項第六号ハに規定する主務省令で定めるものは、商工組合中央金庫の子会社である証券専門会社又は証券仲介専門会社が、その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する同条第一項第八号に規定する持株会社とする。

7　法第三十九条第二項第七号ハに規定する主務省令で定めるものは、商工組合中央金庫の子会社である保険会社又は少額短期保険業者が、その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する同条第一項第八号に規定する持株会社とする。

8　法第三十九条第二項第八号ハに規定する主務省令で定めるものは、商工組合中央金庫の子会社である信託専門会社が、その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する同条第一項第八号に規定する持株会社とする。

（法第三十九条第一項の規定等が適用されないこととなる事由）

第七十一条　法第三十九条第三項に規定する主務省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一　商工組合中央金庫又はその子会社の担保権の実行による株式等（株式又は持分をいう。以下同じ。）の取得

二・三　（略）

四　商工組合中央金庫又はその子会社が株式を所有する会社の株式の転換（当該株式がその発行会社に取得され、その引換えに他の種類の株式が交付されることをいう。以下同じ。）（商工組合中央金庫又はその子会社の請求による場合を除く。）

五　商工組合中央金庫又はその子会社が株式等を所有する会社の株式等の併合若しくは分割又は株式無償割当て（会社法第百八十五条に規定する株式無償割当てをいう。以下同じ。）

六・七　（略）

（新設）

2　法第三十九条第五項に規定する主務省令で定める事由は、前項各号に掲げる事由とする。

（子会社対象会社のうち認可対象会社から除かれるもの）

第七十二条　法第三十九条第四項に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる業務を専ら営む会社とする。

一　（略）

二　第七十条第二項第四十九号に掲げる業務（同条第三項第二号、第四項第二号及び第五項第二号に掲げる業務を除く。）

三　第七十条第二項第五十号に掲げる業務（同条第三項第三号、第四項第三号及び第五項第三号に掲げる業務を除く。）